

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

市町村名 (市町村コード)	智頭町 (313289)	
地域名 (地域内農業集落名)	鳥巣地区 (鳥巣集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、当地区の農業者の平均年齢は60.0歳であり、町平均の70.1歳と比べて低くなっているものの、体力的に継続できない、農業をやめたいといった声が挙がり、草刈りなどの農地の維持管理や水路の管理も負担になっている。
担い手自体が不足していることから耕作放棄地が増加しており、雑草が多く、地域内の景観が悪化している。また、農業者のほとんどに後継者のめども立っていない状況であり、今後さらに増加していくことが懸念されている。条件の悪い農地が多く、せめて四角い田がほしいといった意見が挙がっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

シルバー人材センターなどの団体に除草の支援を依頼するなど、地域外からの協力も得ながら農地の維持を進める。
JR線側に花を植えるなど、景観の良い集落にしていきたい。
田を求めている人に向けてアピールを行うなどして、後継者の確保を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字市瀬(鳥巣集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
状況にあわせて検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農道が狭くても受け手があるのか。状況にあわせて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備を行い、耕作しやすい農地を管理していきたいが、費用負担があるため難しい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で話し合いを継続し、検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
機械を使ってもらい、メンテナンス等もしてもらえる事業者があれば、除草を委託したい。活用できる事業者があれば、検討する。 農薬を廃棄物として定期的に回収してもらっているが、家に確認に来てくれるような事業者があれば、負担軽減になる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカ等の動物やダニ、ハチ等の危険物対策
- ⑦せめて休耕田の除草を定期的の実施する。景観作物を植えてみる。
- ⑨集落内で定期的に意見交換を行う。

鳥巢地区目標地図

